

議案第167号

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年9月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、高齢者福祉の増進を図るため百道老人いこいの家を新設するとともに、別府老人いこいの家の移転に伴いその位置を改める必要があるによる。

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例

福岡市立老人いこいの家条例（昭和51年福岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。
別表福岡市立別府老人いこいの家の項中「別府二丁目」を「別府一丁目」に改め、同表に次のように加える。

福岡市立百道老人いこいの家	福岡市早良区百道三丁目
---------------	-------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。